

## 『C Iによる景気の基調判断』の基準の一部見直し（案）

内閣府では、昨年4月以降、『C Iによる景気の基調判断』の基準に基づいて、C Iによる基調判断を行ってきたところである。

今後、ある程度のデータが蓄積された段階で、同基準について改めて見直しを必要があると考えますが、現段階ではC I移行後、1年にも満たないところであり、今回、これまでの経験から最低限必要なものについて、見直しをすることとしたい。

1. 変更①：現行基準でいう「基調判断は変えず」に該当した場合は、前月の基調判断を踏襲する。ただし、特記事項があれば、付記する。

(1) 理由

例えば、「悪化を示しているという前月の基調判断を変更する状況にはない」（2008年7月分速報等）という基調判断は、「前月の基調判断を変更しない」と同じ趣旨なのか、「悪化を示している」とはどう異なるのか、わかりにくい。

(2) 変更案

「明確（改善・悪化）」及び「変化（弱含み、下げ止まり、局面変化）」のいずれにも該当しない場合には、前月の判断をそのまま踏襲する。現行の「基調判断は変えず」がなくなることによって、同じ「不明確」の 카테고리である「横ばい（一進一退）」もなくなる。

当初、「基調判断は変えず」のカテゴリを設けたのは、明確に変化しなくても、変化の兆しといったニュアンスを表現するためという意図があった。したがって、前月の基調判断を踏襲するとしても、特記すべき事項があれば、状況に応じた表現（「下げ止まりの兆し」、「方向感に乏しい」など）を付記することとする。

⇒「基調判断の基準」の欄外に次のとおり追加する。「不明確」のカテゴリである「基調判断は変えず」及び「横ばい（一進一退）」はなくす。

\* ①～④に該当しない場合は、前月の基調判断を踏襲する。ただし、特記すべき事項があれば、付記する。

2. 変更②:「改善(弱含み)」または「悪化(下げ止まり)」という判断の後に、  
同方向(上方または下方)の「局面変化」という判断はしない。

(1)理由

例えば、「悪化」の判断の後に、同方向である下方への「局面変化」の基準に該当することがあったが(2008年8月分速報)、悪化からさらに下方への「局面変化」を示すことは考えられない。

(2)変更案

拡張(後退)の方向にある時に、上方(下方)の局面変化に該当することがあっても「局面変化」とはしない。

⇒「基調判断の基準」の欄外に次のとおり追加する。

- \* 「改善(弱含み)」又は「悪化(下げ止まり)」という基調判断に続いて、同方向の「局面変化」に該当することとなった場合、「局面変化」は適用しない。

## (参考) 「C I を用いた景気の基調判断」の基準

### 【現行版】

1. 当月C I の前月差は一時的な要因に左右され安定しないため、3ヶ月後方移動平均と7ヶ月後方移動平均の前月差を中心に「基調」を判断する。
2. 当月C I の変化方向（前月差の符号）が「基調」と異なる時は「基調判断は変えず」。
3. 各移動平均の変化方向（前月差の符号）に加え、過去3ヶ月間の累積前月差を加味する。

《基調判断の定義と基準》

	基調判断	定義	基準
明確	①改善	景気拡張の可能性が高いことを暫定的に示す。	原則として3ヶ月以上連続して、3ヶ月後方移動平均が上昇した場合。
	②悪化	景気後退の可能性が高いことを暫定的に示す。	原則として3ヶ月以上連続して、3ヶ月後方移動平均が下降した場合。
変化	③弱含み・下げ止まり	景気拡張の動きが弱含んでいる・景気後退の動きが下げ止まっている可能性が高いことを暫定的に示す。	3ヶ月後方移動平均の符号が変化し、1ヶ月、2ヶ月、または3ヶ月の累積で1標準偏差分以上逆方向に振れた場合。
	④局面変化	事後的に判定される景気の山・谷が、それ以前の数か月にあった可能性が高いことを暫定的に示す。	7ヶ月後方移動平均の符号が変化し、1ヶ月、2ヶ月、または3ヶ月の累積で1標準偏差分以上逆方向に振れた場合。
不明確	⑤基調判断は変えず	基調判断が「明確」「変化」のいずれにも該当しない状況において、前月の判断を変更することを保留する。	①～④の基準に該当しない場合。
	⑥横ばい(一進一退)	景気の方向感に乏しい状況が続いていることを暫定的に示す。	CIの方向感が乏しい状況(⑤)が3ヶ月程度継続した場合。

一致C I の「振幅」の目安(標準偏差)

前月差	0.81
3ヶ月後方移動平均	0.55
7ヶ月後方移動平均	0.49
12ヶ月後方移動平均	0.44

(昭和55年1月から平成19年12月まで)

## 【変更版】

1. 当月C Iの前月差は一時的な要因に左右され安定しないため、3ヶ月後方移動平均と7ヶ月後方移動平均の前月差を中心に「基調」を判断する。
2. 当月C Iの変化方向（前月差の符号）が「基調」と同方向であることを前提としている。
3. 各移動平均の変化方向（前月差の符号）に加え、過去3ヶ月間の累積前月差を加味する。

《基調判断の定義と基準》

基調判断		定義	基準
明確	①改善	景気拡張の可能性が高いことを暫定的に示す。	原則として3ヶ月以上連続して、3ヶ月後方移動平均が上昇した場合。
	②悪化	景気後退の可能性が高いことを暫定的に示す。	原則として3ヶ月以上連続して、3ヶ月後方移動平均が下降した場合。
変化	③弱含み・下げ止まり	景気拡張の動きが弱含んでいる・景気後退の動きが下げ止まっている可能性が高いことを暫定的に示す。	3ヶ月後方移動平均の符号が変化し、1ヶ月、2ヶ月、または3ヶ月の累積で1標準偏差分以上逆方向に振れた場合。
	④局面変化	事後的に判定される景気の山・谷が、それ以前の数か月にあった可能性が高いことを暫定的に示す。	7ヶ月後方移動平均の符号が変化し、1ヶ月、2ヶ月、または3ヶ月の累積で1標準偏差分以上逆方向に振れた場合。

\* 「改善（弱含み）」又は「悪化（下げ止まり）」という基調判断に続いて、同方向の「局面変化」に該当することとなった場合、「局面変化」は適用しない。

\* ①～④に該当しない場合は、前月の基調判断を踏襲する。ただし、特記すべき事項があれば付記する。

一致C Iの「振幅」の目安（標準偏差）

前月差	0.81
3ヶ月後方移動平均	0.55
7ヶ月後方移動平均	0.49
12ヶ月後方移動平均	0.44

(昭和55年1月から平成19年12月まで)